

1. 参加資格に関する 質疑・回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質問	回答
1	実施要領	9	I-9図面等資料について、参加要否検討及び技術提案内容の事前検討用資料として、南長野運動公園内にある各建物(サッカー場、オリンピックスタジアムも含めて)本工事期間中の年間使用予定(決定分に限る)及びR5年度とR4年度の施設利用実績一覧を追加資料として掲載をお願いします。また、合わせて各施設の営業時間及び定休日、メンテナンスに伴う休日をお示し下さい。	本工事期間中(R7年度、R8年度)の施設利用予定は別紙1のとおりです。R4年度とR5年度の施設利用実績は別紙2及び3のとおりです。また、各施設の営業時間及び定休日、メンテナンスに伴う休日は別紙4のとおりです。
2	実施要領	10	11-(1)-ケ プロジェクト責任者、技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者(建築・電気・機械設備)の最低人員について確認です。 ①技術協力については「建築JV代表企業1名・構成員1名」「電気JV代表企業1名」「機械設備代表企業1名」計4名以上と認識してよろしいでしょうか。 ②建築工事については「建築JV代表企業1名・構成員1名」「電気JV代表社1名・構成員1名」「機械設備代表企業1名・構成員1名」計6名以上と認識してよろしいでしょうか。	建築の技術協力業務主任技術者が技術協力業務責任者及びプロジェクト責任者を兼ねた場合は、「建築JV代表企業1名」、「電気JV代表企業1名」、「機械JV代表企業1名」の計3名以上となります。
3	実施要領	11	I-11-(3)-エ-(ア)に記載の技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者(建築)に必要な資格について「一級建築士及び一級建築施工管理技士」とありますが、「一級建築士又は一級施工管理技士」のどちらかの資格を有する、として頂きたいご検討下さい。	実施要領のとおりです。
4	実施要領	11	I-11-(3)-オ-(ア)に記載の監理技術者に必要な資格について「一級建築士及び一級建築施工管理技士」とありますが、「一級施工管理技士」の資格を有する、として頂きたいご検討下さい。	実施要領のとおりです。
5	実施要領	11	I-11-(3)-オの監理技術者について、参加資格確認書類提出時においては候補として複数名挙げさせて頂くことは可能でしょうか。	建築・電気・機械の各監理技術者及び建築・電気・機械の各主任技術者については、工事契約時の候補として複数名挙げていただくことは可能です。
6	実施要領	11	I-11-(3)-オ-(ア)の監理技術者について、昨今配置技術者がひっ迫している状況を鑑み、本工事期間中、本件同様にオリンピックスタジアム長寿命化改修工事の技術協力業務の公募型プロポーザルが実施される場合、本工事の監理技術者とオリンピックスタジアム長寿命化改修の技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者は兼務できる様に配慮をお願いします。	本工事の監理技術者と今後予定しているオリンピックスタジアム長寿命化改修工事の技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者の兼務は、オリンピックスタジアム長寿命化改修工事の技術協力業務プロポーザル実施要領で検討いたします。
7	実施要領	11	I-11-(3)-オの監理技術者の配置について「本工事を契約する場合、見積提出時において次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること」とありますが、建設業法に鑑み、専任配置は工事請負契約の本契約(令和7年6月下旬)もしくは仮契約(令和7年5月下旬)の時点として頂きたいご検討ください。	監理技術者の専任配置は工事請負契約の本契約時点です。
8	実施要領	12	I-11-(3)-カ プロジェクト責任者は「本業務期間及び本工事期間」において「専ら従事」とありますが、「監理技術者の本工事期間内のコリズ登録」以外の登録は不要との認識でよろしいでしょうか。	宜しいです。
9	実施要領	12	I-11-(5) 電気JVの代表構成員の参加要件について、昨今の専門業者の業務ひっ迫の状況を勘案し、市内本店を市外本店も可能として頂くことは可能でしょうか。	実施要領のとおりです。
10	実施要領	13	同上 I-11-(7) 機械JVの代表構成員の参加要件について、昨今の専門業者の業務ひっ迫の状況を勘案し、市内本店を市外本店も可能として頂くことは可能でしょうか。	実施要領のとおりです。
11	実施要領	17	III-1-(4)-ウ 提案書の提出書類はPDFとありますが、配布された様式5技術提案書はエクセル形式です。PDF形式であればデータ作成はエクセル以外でもよろしいでしょうか。	宜しいです。
12	実施要領	22	V-3-(2) プレゼンテーションは技術提案書に記載されている内容の説明は可能とありますが、新たな提案を行わない条件でプレゼン用資料を投影できるものとしてよろしいでしょうか。	宜しいです。
13	資料2 特記仕様書	11	7. 技術協力業務における遵守事項(4)「受託者は、技術協力業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。」とありますが、技術協力業務にある工事費内訳明細書を作成するに必要な専門業者に対する見積依頼も再委託に含まれるか、お示し下さい。	専門業者に対する見積依頼は再委託に含まれません。
14	体育館・ プール 棟 基本設計書	29	基本設計書の工事費概算書に建築・電気・機械の概算工事費が示されており、共通仮設費もI期工事諸経費に含む形で金額が示されています。記載の共通費は各工事の工事費に按分で振り分けられた金額でしょうか。もしくは建築工事費に計上されていますか。お示し下さい。	記載の共通仮設費については、体育館・プール棟及びクラブハウス棟も含め建築工事費・電気設備工事費・機械設備工事費に按分で振り分けられています。